

【参考資料】

敬老事業について

(1)趣 旨

敬老事業については、各地区又は地域等において実施していただいているところです。今年度も昨年同様、敬老事業における補助を行います。

(2)協力・お知らせする内容等

各地区等にて実施の可否も含め、事業内容をご検討していただくことになります。なお、ブロック協議会や地域等、複数地区がまとまった形で実施することも可能です。

補助額は、町に住民登録のある75歳以上の方、一人あたり700円です。事前の交付申請が必要となります。

(3)期間等

補助金の交付申請は、7月20日ごろ以降に保健福祉課へお願いいたします。

(4)その他

7月1日現在の対象となる方の名簿を町で作成いたします。敬老事業でのみご利用いただけますので、名簿が必要な場合は7月20日ごろ以降に、保健福祉課まで申請してください。(事業終了後に名簿を返却していただきます)

なお、申請様式及び資料については保健福祉課窓口を設置、又は町ホームページにも掲載しております。

敬老事業実施のおおまかな流れ

- ① 地区等で敬老事業の内容を決定する。
- ② 町に対象者名簿交付の申請を行う。
- ③ 町に補助金を申請する。**【交付申請書、事業計画書・予算書を提出】**
- ④ 敬老事業を実施する。(※)
- ⑤ 敬老事業の会計を精算し、町へ補助金の実績報告を行う。**【実績報告書、事業実績書・決算書を提出】**

※補助金の請求書は事業実施前に提出いただくこともできますが、余剰金の返金が出ないように、可能であれば実施後の請求書提出にご協力くださるようお願いいたします。

お問い合わせ

山辺町保健福祉課 福祉係

電話番号：023-667-1107